

委員会提出議案第2号

ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充等を求める意見書の提出について

地方自治法第99条の規定による別紙意見書を秦野市議会会議規則第14条第2項により提出するものとする。

平成26年10月3日提出

秦野市議会文教福祉常任委員会
委員長 川口 薫

提案理由

国が肝炎患者に対して実施している医療費助成は、対象となる治療法が限定されているため、医療費助成を拡充すること、及び認定基準が極めて厳しい肝疾患に係る障害認定制度を患者の実態に応じたものとするることについて、国に意見書を提出するものであります。

ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充等を求める意見書

現在、わが国におけるウイルス性肝炎患者は、350万人以上いると推定され、その多くは、集団予防接種時の注射等の使い回しや輸血などの医療行為による感染が原因とされている。これらを踏まえ、感染被害の拡大を招いた国の責任と肝炎患者を救済する責務を明記した肝炎対策基本法が平成22年1月に施行され、国は、インターフェロン治療、核酸アナログ製剤治療など、一定の抗ウイルス療法について、医療費助成を実施している。

しかしながら、国が実施している医療費助成は、対象となる治療法が限定されているため、助成の対象から外れている患者が相当数に上り、一般の疾病と同様に高額医療費制度を利用する以外に自己負担額を軽減する手段がないなど、高額な医療費を負担せざるを得ないだけでなく、就労不能の患者も多く、生活に困難を来している状況である。

また、肝硬変を中心とする肝疾患も身体障害者福祉法上の障害認定の対象とされているものの、医学上の認定基準が極めて厳しいため、亡くなる直前でなければ認定されないといった実態が報告されるなど、ウイルス性肝炎が原因の肝硬変及び肝がん患者に対する生活支援の実効性を発揮していないことから、基準の緩和及び見直しが必要である。

したがって、国においては、次の事項が実現されるよう要望するものである。

- 1 ウイルス性肝炎が原因の肝硬変及び肝がんに係る医療費助成を拡充すること。
- 2 身体障害者福祉法上の肝疾患に係る障害認定の基準を緩和し、患者の実態に応じた障害者認定制度にすること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成26年10月3日

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣 様
総務大臣
厚生労働大臣

秦野市議会議長 諸 星 光